

軍物品リスト

本リストは、改正法施行前（令和4年6月18日以前）に修理改造検査の合格を受けた航空機の変更審査表に記載されている装備品等のうち、サーキュラーNo.1-503の附則第3項の要件に該当する装備品等を示すものである。

改正法施行後に修理改造検査を受ける装備品等については、修理改造検査の中でサーキュラーNo.1-503に基づいて安全性の評価等を行い、軍物品として指定を受ける必要があることに留意すること（本リストの記載をもって軍物品と判断することはできない。）。

※本リストは、明らかに軍物品として指定できる装備品等をリスト化している。

※本リストはあくまでも例示であり、本リストに記載がない装備品等であっても、本リストに記載のある装備品等と比較し、用途等が類似するものは、軍物品として指定できる可能性がある。

※本リストに掲載のある装備品（限定「有り」）の修理については、基準適合証は必要なく、CofCの確認で装備可能である。

※判断に迷う場合は、航空局航空機安全課に問い合わせること。

			軍物品リスト	
No.	システム名	中分類	小分類	備考
1	赤外線搜索監視装置	—	カメラ部、制御部、操作部 等	国や地方自治体の航空機に装備されているものであって、武器等の輸出管理規制の対象となる装備品等（※）であって軍物品として考えられる装備品等に限る。 例：FLIR社製、Wescam社製などの装備品等であって、上記の要件に該当するもの
2	サーチレーダー	—	アンテナ部、駆動部、送受信部、インターフェイス部、操作部、表示部、ビデオアンプ部、映像処理部、操作部、電源部、データバス接続部、データ処理部 等	国や地方自治体の航空機に装備されているものであって、武器等の輸出管理規制の対象となる装備品等（※）であって軍物品として考えられる装備品等に限る。 例：Telephonics社製、THALES社製などの装備品等であって、上記の要件に該当するもの
3	方向探知機	—	受信機、制御装置 等	国や地方自治体の航空機に装備されているものであって、武器等の輸出管理規制の対象となる装備品等（※）であって軍物品として考えられる装備品等に限る。 例：Rockwell Collins社製などの装備品等であって、上記の要件に該当するもの
4	サーチライト	—	ライト部、操作部 等	国や地方自治体の航空機に装備されているものであって、武器等の輸出管理規制の対象となる装備品等（※）であって軍物品として考えられる装備品等に限る。 例：Spectrolab社製のNightsunなどの装備品等であって、上記の要件に該当するもの
5	TACAN	—	送受信機、アンテナ部 等	国や地方自治体の航空機に装備されているものであって、武器等の輸出管理規制の対象となる装備品等（※）であって軍物品として考えられる装備品等に限る。

（※）輸出管理規制の対象となる装備品等の場合、通常、最終用途証明書（End Use Certificate）、技術支援契約書（Technical Assistance Agreement）等が発行又は作成される。